

建不第1190号
令和2年12月25日

各関係団体の長様

千葉県県土整備部建設・不動産課長
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。
本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づき、催物（イベント等）開催制限の協力要請を行っており、令和2年11月17日に、来年2月末までの取扱いについてお知らせしたところです。

このたび、県内における新規感染者数の急激な増加等を踏まえ、感染が拡大している地域で開催される催物の開催制限の基準を厳格化することとし、別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。